

平成 30 年度佐久市内山地区アウトドアフィールド基本構想策定業務委託
プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第 1 条 平成 30 年度佐久市内山地区アウトドアフィールド基本構想業務について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、内山地区アウトドアフィールド基本構想業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関する事
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は佐久市経済部長をもって充て、副委員長は佐久市経済部観光課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員で組織する。

- (1) 佐久市経済部長
- (2) 佐久市経済部観光課長
- (3) 佐久市企画部企画課長
- (4) 佐久市建設部建築住宅課長
- (5) 佐久市内山地区区長会長
- (6) 佐久市内山地区活性化協議会会長
- (7) 一般社団法人佐久市振興公社職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、任命の日から企画提案の審査終了までとする。

(委員長等)

第 5 条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、佐久市経済部観光課が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月13日から施行する。